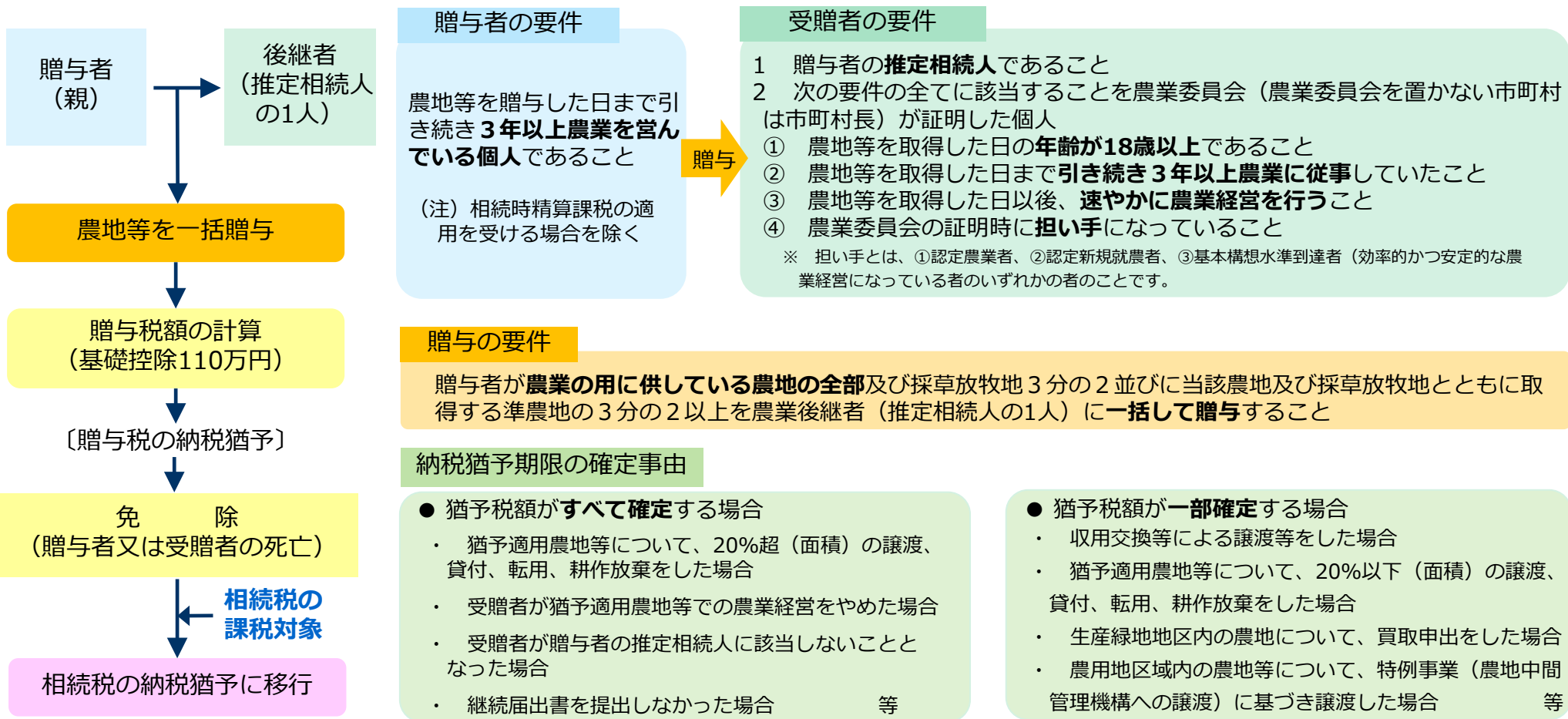


農地を生前一括贈与した場合の課税の特例（贈与税納税猶予制度）

- 贈与税の納税猶予制度は、旧農業基本法の趣旨である農業経営の近代化に資するため、**農業後継者の育成等を税制面から支援**するために設けられました（昭和39年度創設）。
- 農業を営む者が、その**農業の用に供している農地の全部**及び採草放牧地3分の2並びに当該農地及び採草放牧地とともに取得する準農地※の3分の2以上を**農業後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与**した場合は、後継者に課税される**贈与税の納税が猶予**され、**贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除**されます。
- 贈与者の死亡により贈与税額の免除を受けた場合には、贈与農地等（農地、採草放牧地、準農地）を相続により取得したものとみなされ相続税の課税対象となります。この場合、農業を継続する場合は、相続税納税猶予の適用を受けることができます。

※ 10年以内に農地又は採草放牧地として農業に供することが適当と市町村長が証明したものです。



- 納税猶予期限の確定事由については**例外措置**があり、一定の要件に該当する場合には納税猶予の適用が継続されます。

主な納税猶予期限の確定事由の例外

猶予適用農地等の譲渡に該当しない場合

- 買換特例
譲渡等の日から1年以内に、その対価の額の全部又は一部をもって農地・採草放牧地を取得する場合
- 付替特例
三大都市圏の農地等の収用交換等による譲渡等から1年以内に、猶予適用農地等以外の土地を猶予適用農地・採草放牧地とする場合

猶予適用農地等の譲渡や貸付け等の面積が20%を超えても全額確定とならない場合

- 収用交換等による譲渡等があった場合
- 生産緑地地区内の農地・採草放牧地が、地方公共団体等に買い取られた場合
- 農地所有適格法人に現物出資した場合（その出資した者が、その農地所有適格法人の常時従事者になる場合に限る。）
- 一定の要件を満たす受贈者（注）が、農用地区域内の農地等を**農業経営基盤強化促進法に基づく農地売買等事業（農地中間管理機構への譲渡）**により譲渡した場合

※ 経過措置として、旧農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画により譲渡した場合も対象（最長令和7年3月31日まで（※ 地域計画が定められるまでの間））

（注） 贈与税の申告期限から農地等の譲渡までの期間が10年（譲渡時の年齢が65歳未満の場合は20年）以上の受贈者。

【注意】

譲渡等があった面積に対応する猶予額については、納付する必要があります。

猶予適用農地等の貸付けに該当しない場合

- 特定貸付け※
一定の要件を満たす受贈者が、**農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業**より貸し付けた場合
- 営農困難時貸付け
身体障害等により**営農継続が困難となった場合**に、農地等を貸付けた場合
- 特例付加年金等受給のための権利の設定
特例付加年金又は経営移譲年金の受給資格を取得するため、その受贈者の推定相続人の1人に対し農業経営を移譲した場合
- 借換特例※
農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進計画に基づき一定の要件下で貸付け、併せて代替農地・採草放牧地を借り受ける場合

※ 経過措置として、旧農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画により貸付け、借り受けた場合も、特定貸付け及び借換特例の対象となります（最長令和7年3月31日まで（※ 地域計画が定められるまでの間））

- 一時的道路用地等に係る特例
一時的道路用地等の用に供するために、地上権等の設定に基づき、貸付けを行った場合に、貸付期限の到来後遅滞なく、農地等を農業の用に供する場合

※これらの例外措置を受けるためには、税務署への届出等所定の手続が必要です。

特定貸付け（農地中間管理事業による貸付け）の概要（贈与税）

- 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者が、納税猶予の適用を受ける農地（採草放牧地を含む。）について、**農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業による貸付け**（「特定貸付け」といいます。）を行った場合において、特定貸付けを行っている旨等を記載した届出書を貸付けを行った日から2ヶ月以内に税務署長に提出した場合には、納税猶予が継続されます。

特定貸付けを行うための要件

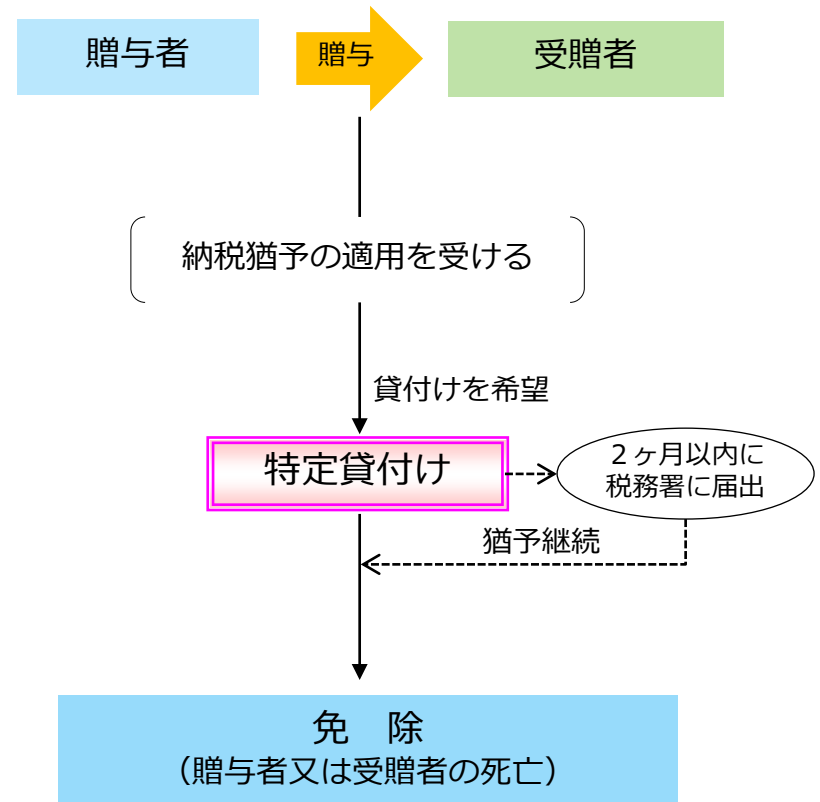
適用対象農地

- 市街化区域以外の農地

要件

- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく**農地中間管理事業（農用地利用集積等促進計画・農地法第3条届出）**による貸付け

特定貸付けの仕組み



〈令和4年度税制改正〉

贈与税納税猶予制度（特定貸付け）

- 贈与税納税猶予制度の特定貸付けの特例については、令和4年5月に成立した「**農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）**」の内容を踏まえ、**特定貸付け**の対象を農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく**農地中間管理事業により貸付けた場合**に改正
- 経過措置として、令和5年4月1日以降、**旧農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画**により貸付けた場合も引き続き特定貸付けの対象（最長令和7年3月31日まで（※ 地域計画が定められるまでの間））
（注）納税猶予の適用に係る贈与税の申告期限から農地等の貸付けまでの期間が10年（貸付け時の年齢が65歳未満の場合は20年）以上の受贈者に限る。

従来~~の~~制度の概要

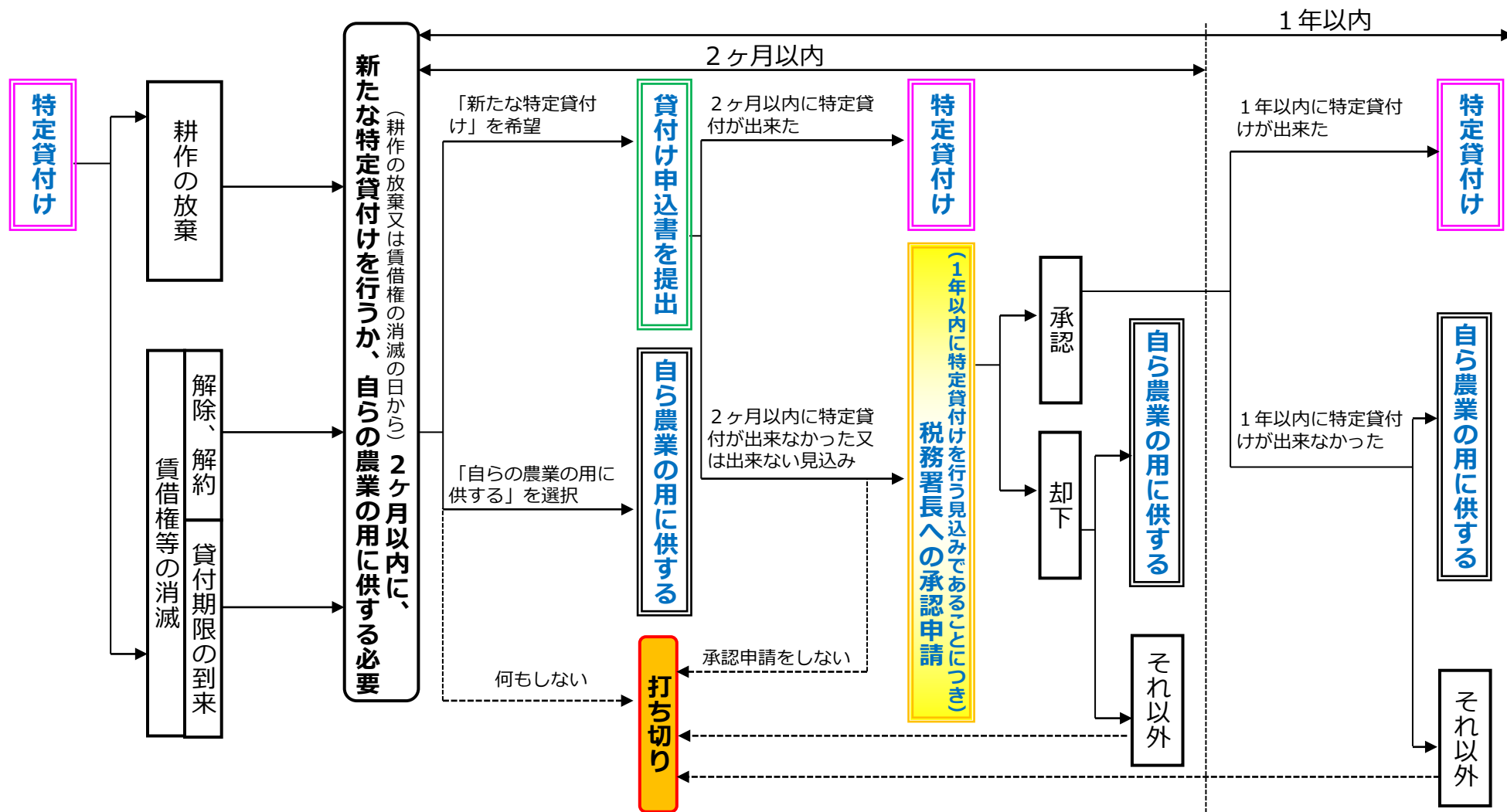
- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業により農地等を貸付けた場合
 - （1）農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
 - （2）福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進計画
 - （3）農地法第3条第1項第14号の2による届出
- ② 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地等を貸付けた場合

改正の概要（令和5年4月～）

- ① 同左
 - （1）農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画
 - （2）同左
 - （3）同左
- ② 廃止

特定貸付け農地に貸付期限の到来や耕作の放棄などがあった場合及び必要な届出書類等

- 特定貸付け農地に耕作の放棄等があった場合、所定の手続きを行わなければ納税猶予の適用が打ち切られます。なお、その際の手続及び必要な届出書類はケースにより異なりますのでご注意ください。



営農困難時貸付け（身体障害等による貸付け）の概要（贈与税）

- 納税猶予の適用を受ける者が、精神障害又は身体障害等により営農が困難となった場合であって、納税猶予の適用を受ける農地等について貸付け（「営農困難時貸付け」といいます。）を行い、営農困難時貸付けを行っている旨等を記載した届出書を貸付けを行った日から2ヶ月以内に税務署長に提出した場合には、納税猶予が継続されます。

営農困難時貸付けを行うための要件

精神障害又は身体障害等の基準

- 精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級のもの）の交付
- 身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級のもの）の交付
- 介護保険制度の被保険者証（要介護状態区分が5）の交付
- 障害等により農業に従事することができなくなった故障として市町村長等の認定を受けている場合

適用対象農地等

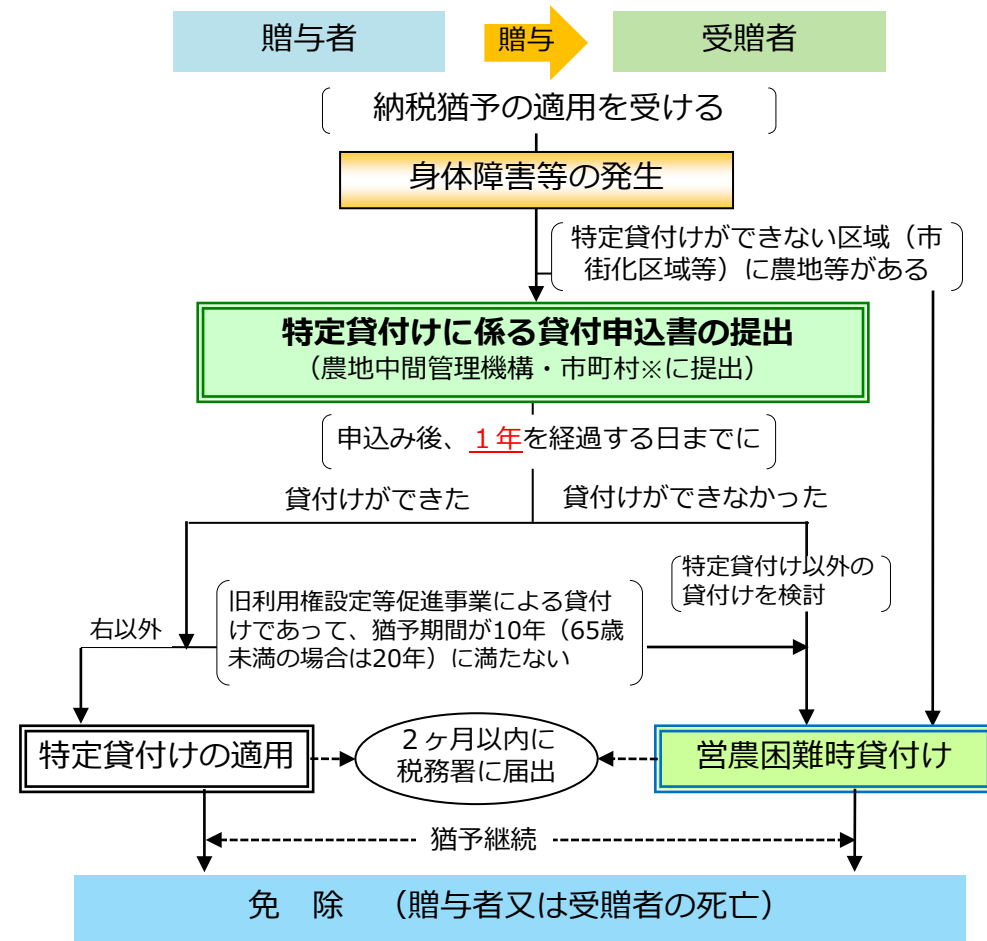
- 納税猶予の適用を受けているすべての農地等

貸付けの要件

以下のいずれかの場合

- ① 市街化区域内など特定貸付けができない区域等に対象農地等が存在する場合
- ② 貸付け申込み後1年経っても特定貸付けができなかった場合
- ③ 旧利用権設定等促進事業による貸付けであって、申告書の提出期限から貸付けまでの期間が10年（貸付け時の年齢が65歳未満の場合は20年）に満たない場合

営農困難時貸付けの仕組み



※ 令和7年3月31日までの間（地域計画が定められるまでの間）、市町村への特定貸付けに係る貸付申込書の提出が必要です。

営農困難時貸付け農地等に貸付期限の到来や耕作の放棄などがあつた場合及び必要な届出書類等

- 営農困難時貸付け農地等に耕作の放棄などがあつた場合、所定の手続きを行わなければ納税猶予の適用が打ち切られます。なお、その際の手続及び必要な届出書類はケースにより異なりますのでご注意ください。

